

## 平成 29 年代表就任に関する所信表明

性同一性障害 FTM 当事者の西野明樹と申します。平成 29 年 5 月 27 日に開催された臨時会員総会役員改選において理事のひとりに選任され、その後開かれた理事会にて代表理事に就任いたしました。就任から日が経ってしまいましたが、9 月 5 日付けで役員変更の登記が叶いましたので、これをもって正式に登録された本法人代表として、理事会承認の上、法人運営に対する所信の一端をここに表明いたします。

これまで本法人は、関連省庁や地方公共団体、GID（性同一性障害）学会、日本精神神経学会、各種メディアなどに対し、全国規模を誇る唯一の性同一性障害当事者団体として、提言や要望などを行って参りました。それによって多くの性同一性障害当事者の QOL（生活の質）が向上した事実と功績は、十分に評価されるべきものと考えています。しかし一方で、多くの課題を抱えてきたことも事実です。冒頭からではございますが、まずは本法人が抱えてきた主要な課題について、代表としての考えを述べたいと思います。

### （1）過去の反省とその是正・改善

#### 1、閉鎖的な組織風土について

本法人では、関連省庁や地方公共団体などに提言や要望を行う際、その文書のほとんどに“〇〇名の会員を擁する”のように会員登録数を記し、大多数の性同一性当事者の声を代表しているような印象を抱かせてきました。しかしながら、こうした文書の内容について会員等が意見を述べる機会は必ずしも十分でなく、内外の性同一性障害当事者からその提言の代表性について度々疑問と批判が投げかけられてきました。特に、LGBT やトランスジェンダーを標榜する個人や団体への拒否的態度、生殖機能喪失が戸籍の性別変更の要件となっている現状に対し人道的観点から再考を促す専門家らや GID（性同一性障害）学会声明に対する明確な反意については、前代表の個人的見解があたかも本法人会員ならびに性同一性障害当事者全体の総意であるかのように社会や専門家らに発信され、日本に身を置く性同一性障害当事者に大きな落胆と失望を与えてきました。私が本法人の理事および代表理事

に立候補しました最大の動機も、代表性を欠く見解があたかも性同一性障害当事者の総意であるかのように発信され続ける状況への憂慮と懸念にありました。

こうして失われてきた、性同一性障害当事者ならびにその関係者からの信頼を回復し、性同一性障害当事者の声を代表しうる法人としての信任を取り戻すには、大きな改革が必要です。現代表ならびに理事会は、自ら進んでその責任を引き受け、必要な対策や改善を具体的に進めていかなければならないと考えています。

## 2、決算報告ならびに納税の遅延について

私が理事および代表に選任される以前のことはありますが、関連省庁や地方公共団体に要望等を行いながら、自らは法律に則った運営や納税を行ってこなかったという、本法人前体制下における重大な信用失墜行為にも言及しなければなりません。

本法人は、平成26年期から3期にわたって決算報告を遅延させ、納入された会費の用途などを詳らかにしないまま運営を続けてきました。そのために多くの正会員が年会費の支払いを拒否することをもって当時理事会への反意を示してきました。さらに同時期において本法人は所得の申告を怠り、納税を滞納し、平成28年末頃には品川税務署および東京主税局から度重なる督促と財産調査勧告を受けるに至っていました。性同一性障害当事者を代表するような立場にあった法人が行政機関にこうした失態を曝したことで、本法人、ひいては性同一性障害当事者に向けられる心証までもが大きく傷ついた可能性があります。

現代表ならびに理事らは、税務管理の正常化を確実に図り、社会からの信頼を取り戻すべく働かねばなりません。そのために、監事や会員が代表ならびに理事らの働きをしっかりと監督できるよう、そして、会員のみなさまが関心をもって法人運営を注視でき、必要な意見を忌憚なく発していただけるよう、諸規則の整備を進めて参りたいと考えています。

## 3、平成29年5月の役員選挙について

平成29年期役員選挙中には、各立候補者に対して会員から質問が寄せられ、各立候補者には、それに回答する機会が2度与えられていました。そのなかで、私が実際には返答していたものの、会員に向けに配信された返答文面からは削除されていた事柄がありますので、ここで一部修正して公開したいと思います。該当部分は、前東京支部長の退任後に東京支部が一時休止状態となったこととそれによる損失について、当時副支部長に説明責任を求める質問への返答です。

—— 東京支部休止については、私にも責任の一端がありますので、ご回答します。東京支部においては世話人の人材不足等のために、前東京支部長にもご負担が多く、任期中途での辞任となってしまいました。この場合、副支部長が支部長役割を代行することになりますが、当時副支部長も勤務していた会社の都合上、毎回の交流会に参加することは困難と、私にも相談がありました。東京在住で当時事務局長であった私が支部長不在時の代行あるいは補佐をすればよいかと考えて進言しましたが、当時代表からは、支部長・副支部長・本部役員のいずれかの役職にある者が現場にいないと交流会は開催できないという指摘が返答されました。もちろん、私がそれらいずれかの役職に就く方法もあり、実際に支部長就任の打診も受けました。しかし、実務中心で意思決定権限はないと一般に理解されている事務局長に対し、支部長は、法人が発信する考えや価値観への直接的関与を想像されやすい役職です。交流会などを定期開催して安心できる居場所を保持していく意義と支部存続を願う会員からの要望を知りながらでしたので、苦渋の決断ではありましたが、臨床心理士というメンタルヘルス領域の専門資格を持つ社会的・道義的責任<sup>1</sup>を重く受け止め、支部長就任の打診には固辞の姿勢を貫きました。理事会には、事務局長以上の役職につくことに上司の快諾を得ることが難しく思われることを辞退の理由として回答しました。実際には、当時法人本部が発信している考えの一部に、メンタルヘルス領域の専門家が一般に共有している精神障害概念の基礎的理解と矛盾するものが含まれており、そのためか、性同一性障害当事者とは異なるセクシャルマイノリティ当事者への態度が私の理解の範疇を超える誹謗中傷めいたものまで発展していたことがその理由でした。

その後、東京支部は法人本部、つまり、事実上理事会が管理・運営することが決定されましたが、東京支部の支部長役割を兼務できる理事がひとりもおらず、最終的に東京支部は休止をやむないと判断に至ったことが理事会議事録に残されています。このように、東京支部の休止とそれによる損失の発生は、当時副支部長ひとりに責任があるものではなく、様々な事情や背景によって避けがたいものであったことをご理解いただければ幸いです。——

---

<sup>1</sup> 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会 臨床心理士倫理綱領

第1条（責任） 臨床心理士は自らの専門的業務の及ぼす結果に責任をもたなければならない。その業務の遂行に際しては、来談者等の人権尊重を第一義と心得るとともに、臨床心理士資格を有することにもなう社会的・道義的責任をもつ

また、同選挙期間中には、当代表より、決算の遅れは人手不足との釈明がありましたが、それは正確ではありません。私は平成 28 年 3 月に開催された定時会員総会の場で、会計管理に関しては手伝うつもりがあることを表明し、そのように心積もりしておりましたが、その後当代表から断りの連絡がありました。現在、平成 28 年 5 月に開催された理事会で、当代表が私の方から断りがあったと理事らならびに監事に述べている録音が見つかっておりますが、全く身に覚えがないことです。過去のことではありますが、私が手伝うことを表明していながら何もしなかったと認識され続けることを耐えがたく思い、この場を借りて私の認識を開示させていただきます。

この 2 点のほかにも、本来公正であるべき選挙管理者が実務状況を見ない感情的な所感を一方的に表明するなど、恣意的な投票行動の誘導ならびに不当な選挙妨害と非難されてしかるべきことがまかり通っていました。民主的な選挙とは到底認められないこのような事態を、二度と引き起こしてはならないと考えています。

今後の役員選挙においては、正会員 1 人につき議決権 1 個とする平等選挙、無記名投票で行う秘密選挙、正会員からの得票によって理事ならびに監事を選出する直接選挙を大前提とした、民主的な選挙を実現させたいと考えています。また、立候補者が議決権を持つ者に対して直接的に意見を表明できるような環境を必ずや整備することをお約束いたします。

## (2) 理事ならびに監事、支部運営責任者に求める姿勢

本法人にて役職を持つ理事や支部長らは、奉仕の心をもって任務を遂行し、性同一性障害当事者がいつでも仲間の存在を感じていられるような居場所を保持していく責任があります。特に正会員による直接選挙で選出された理事ならびに監事の責任は重大です。

私たちは、性同一性障害当事者全体の利益を考えた言動を心がけ、社会的少数者であることを理由としたあらゆる差別や偏見に反意を示し、身体的治療や性別移行の進捗度などによって優劣をつけるような当事者間差別や当事者内紛争の解決に努め、一人ひとりが各々のよりよい日常生活を送っていきけるような共生社会の実現のためにこそ、力を発揮していかなければならないと考えています。

法人運営においては、節度ある情報公開によって適切な透明性を確保し、自らを他者の目に曝しながら緊張感をもって誠実にことを運んでいくことを基本姿勢といたします。これ

は、私自身の生きる姿勢でもあり、本法人にて役職を持つ者らとも揺るぎなく共有していくことによって、本法人の立て直しと信頼回復が真に前進していくものと信じています。

### (3) 当事者活動に関する基本指針

次に、本法人の今後の当事者活動に関する基本指針について、重要な事柄を取り上げていくつか申し上げます。

#### 1、性同一性障害当事者かトランスジェンダーかは本人の自己決定による

これまで本法人は、トランスジェンダーを自認あるいは自称したり、LGBT 運動に好意的であったりする当事者に対し、厳しい姿勢を持つ団体として他団体などから認識されてきました。しかしながら、LGBT の T、つまりトランスジェンダー (Transgender) は、性自認が出生時に割当てられた性別と対応しない状態にある人々を広く指し示す言葉であり、その意味では、性同一性障害当事者もトランスジェンダーの一部に含まれると言えます。

これについて少し説明を加えます。性同一性障害 (Gender Identity Disorder) や性別違和 (Gender Dysphoria) は、アメリカ精神医学会が発刊している DSM (精神障害の診断と統計マニュアル) に記載されている障害分類名です。ここに記載されている障害分類名はすべて、社会や職業その他の重要な機能に関する重大な障害によって日常生活上の困難に直面している人々を説明し理解するため、また、合意された生物学的指標 (検査) が存在しない精神や行動の変調について医師などの専門家が勘に頼らずに根拠をもって同じ見解を導き出せるようにするために暫定されているものです。メンタルヘルス専門家間で統一的に用いることとしている共通言語に過ぎません。

これに対して、“性同一性障害当事者”や“トランスジェンダー”は、当事者が自分を説明するために自称したり自認したりする言葉で、メンタルヘルス専門家が共通言語として用いているものとは別物です。“性同一性障害当事者”も“トランスジェンダー”も、医師から性同一性障害／性別違和と診断されているか否かにかかわらず自称することができます。医師から性同一性障害／性別違和と診断されている者がトランスジェンダーと自称しても構いませんし、医師から性同一性障害／性別違和と診断されていない者が性同一性障害当事者と自称することも何ら問題ありません。また、過去に医師から性同一性障害／性別違和と診

断されたことがあったとしても、今現在“社会や職業その他の重要な機能に関する重大な障害によって日常生活上の困難に直面している”わけであれば、性同一性障害／性別違和と見なされる必要はなく、自らそれに縛られ続ける必要もありません。

このように、性同一性障害／性別違和であるかないかは、本人が身体的性別と性自認の不一致に由来する日常生活上の困難に直面しているかどうかを判断したりそれに応じた支援を提供したりする役割を担っている専門家や、今まさに性別違和感の軽減のために医療的支援を求めている者にとって大きな関心事になると考えられます。しかし私たちが自認したり自称したりする言葉を選択する際に大事なのは、それが自分の感覚によくフィットするか、また他者に自分の状態を説明したり理解してもらったりするのに役立つ表現であるかどうかと言えます。

本法人は、身体的性別と性自認が一致しないことによって生じる性別違和感や、多くの人は経験することのない性別移行の喜びや苦難を当事者同士で共有・共感し合える場を提供し、またこうした当事者がよりよい日常生活を送っていただけるようになるために必要な活動を行っていくことを存在意義としています。性同一性障害当事者を自認していても、トランスジェンダーを自認していても、またそのどちらとも言えないが身体的性別に違和感を抱えているような状態であっても、互いに共有できる話題や課題がある以上、仲間として集い、必要なときには手と手を携えて力を合わせていけると考えています。

## 2、トランスジェンダーの定義に関する誤解に是正を求める

トランスジェンダーを“社会的性別を変えることを望むが体は変えなくていい人”、トランスセクシャルを“性別適合手術まで求める人”と理解し、「性同一性障害はトランスセクシャルを指すのだから、性同一性障害とトランスジェンダーは別物である」という主張を見受けることが時々あります。過去のDSM（2013年にDSM-5へ改訂されたDSM-IV-TRより前のDSM-IV）が性同一性障害を中核群（いわゆる、トランスセクシャル）と周辺群（いわゆる、トランスジェンダー）に区分するような記述をしていたことによるものと思われるが、こうした区分はすでに不適当なものとして撤廃されており、過去の遺物となっています。トランスセクシャルとトランスジェンダーの区分は、トランスセクシャルだけを正統な性同一性障害当事者として、性別適合手術を受けていないあるいは望まない当事者を低く見るような選民意識や当事者間差別の一因ともなってきた考え方です。こうした考え方が一刻も早く人々から取り去られていくよう、私たちは努力しなければなりません。

改めて明確に申し上げます。現存している“トランスジェンダー”は、性自認が出生時に割当てられた性別と対応しない状態にある人々を広く指し示す言葉です。性同一性障害当事者はトランスジェンダーではない、性同一性障害には2つの区分がある、などのような性同一性障害当事者とトランスジェンダーに関する誤った理解は正される必要があります。特に何らかの形で社会的発信を行っている方々には、早急に考えを最新のものに改め、正しい知識と理解の浸透に努めることを強く要望したいと思います。

### 3、多様な性自認の表現を受け入れる

本法人は、精神科医等によって性同一性障害との診断を受けているかいなかなどのような医学的判断に基づいて、入会や交流会などのへの参加の可否を判断していません。またそれが必要とも考えていません。性別を男と女のふたつに分けるような性別二元論の考え方は、私たちが直面する社会的障壁の源泉でもあります。

性自認を男性あるいは女性どちらかに収束させていく必要はありません。むしろ、男女どちらかの選択を迫るような考えには明確に反意を示し、性自認の多様性を積極的に認める姿勢を示すことが必要と考えています。身体的性別と性自認との不一致を感じている者は、みな仲間になり得ます。性同一性障害当事者と自認する者、Xジェンダーと自認する者、男でも女でもあると自認する者、第三の性別を持つと自認する者、性別を“自分”と自認する者など、いずれであっても、当事者性を持つ仲間として私たちの活動に歓迎いたします。

### 4、これからも性同一性障害との表現を用いる

本法人は、身体的性別と性自認の不一致に由来する生きづらさが、必要不可欠な医療や福祉の整備と合理的配慮によって軽減あるいは解消されていくことを目指し、社会への訴求を行っていきます。そこで、本法人ではこれからもあえて、「性同一性障害」「性同一性障害当事者」という言葉を用いて活動を行うこととします。“障害”を語尾に持つ表現を用いることで、私たちが何らかの生活機能上の障害や生きづらさに直面している現実が社会に伝わりやすく、それを軽減あるいは解決するための合理的配慮を訴求しやすくなると考えています。

### 5、脱医療化の流れには同調しない

本法人では性別移行を、個人が主体的積極的に選択するものとしてではなく、もう生きて

いけないような苦痛から抜け出そうとする試行錯誤のなかで至った（至る）ものと理解し、性別違和感のような生死に関わる苦しみも、性別を移行していくなかで味わう苦しみも、引き受ける必要がないのであれば決して引き受けたくはないが避けられなかったものと認識しています。本法人は、私たちが現に直面している障害から目を逸らしません。何をしても完全には払拭されることのない性別違和感や、私たちが日常社会生活を送るなかで直面する社会的障壁ならびに心理的苦痛がある現状を直視し、社会の中のひとりとしてごくごく自然に生きていくために必要となる医療や福祉、社会環境などの整備を求めています。これは、“多様な選択肢の中から自らの性別を選ぶ権利を認めて欲しい”という、LGBT 人権運動や脱医療化の文脈でよく聞く主張とは大きく意味合いが異なります。

性別違和感は自らの意思によって得たものではありません。そして、それによって生じる精神的苦痛や日常社会生活上の困難があります。医療を必要としています。これが精神障害に分類されることは、現代精神医学の流れを考えれば自然に理解することができます。

本法人は、DSM や ICD の精神障害分類から性同一性障害を削除するよう求めるような、脱医療化の動きに同調しません。性同一性障害は病気でないという主張の背景に、“精神疾患や精神障害に含まれたくない”という精神障害全体に対する偏見や差別意識がある場合、それには明確な反意を示します。それは、性同一性障害を精神障害分類から削除することによってではなく、精神障害全体に対する偏見や差別の解消にともなって解決される事柄と考えます。

#### （４）おわりに

昨今、性別に関する少数派への関心がかつてないほど高まりつつあります。この機を逃さずに私たち性同一性障害当事者の声を適切に公知させていくため、必要な改革を確実に進め、法人体制を立て直し、会員ならびに性同一性障害当事者の声に耳を傾けながら真摯な社会への訴えかけを継続していくことが私の悲願です。

そのために、閉鎖的な組織風土、税務や決算に関する不祥事、性同一性障害当事者を代表する組織としての信用失墜、以上 3 点を本法人が抱える喫緊の課題とし、諸規則の整備、確実な税務申告ならびに決算報告、情報公開による適切な透明性の確保、コストパフォーマンスの向上、以上 4 点を、平成 29 年期から平成 30 年期までの代表任期中に遂行していくことをここに宣言いたします。



大きな組織改革を前に進めていくにあたり、一人ひとりの意見をすべて取り入れることは叶いませんが、法人と会員ならびに性同一性障害当事者の利益になるようなご提案はできる限り取り入れていきたいと考えています。時には意に沿わぬ決定が決議され、腹立たしい思いや悔しい思いをされることもあるかと思えます。そのようなとき、お叱りやご批判を遠慮なく寄せてください。みなさまに愛される法人となっていけるよう、誠実にご返答し、お声を法人運営に活かして参ります。みなさまから叱咤激励ならびに温かいお力添えを賜れますことを、心よりお願いいたします。

末尾となりましたが、平成 30 年の定時会員総会にて任期満了を迎えるまで、残り 1 年半にも満たない期間ではありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 9 月 29 日

一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会

代表（代表理事） 西野明樹

以下余白